

一関市

| 要望月日 | 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|-------|---|--|---------|---------|-------------|
| 7月21日 | <p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 感染防止</p> <p>全国的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症はいまだ収束した訳ではありませんが、長期間にわたる自粛や日常生活での制約など、様々な面で自制に努めてきた結果、緊急事態措置の全面解除につながりました。</p> <p>当市では、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、これまでの制限を緩和しながら段階的に社会経済などの活動レベルを引き上げてまいりました。</p> <p>また、感染防止、生活支援、経営支援という3つの柱で新型コロナウイルスへの対策を講じてきました。</p> <p>今後、感染防止と社会経済の持続性をいかに両立させるかという課題と向き合う段階に入り、医療・介護への支援のほか、経済対策や教育支援、生活支援などについて、一層の取組を進めなければなりません。</p> <p>ついては、新型コロナウイルス感染症対策について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>(1) 感染防止</p> <p>① 軽症者を受け入れる宿泊・療養施設の速やかな確保について</p> <p>県が確保する宿泊・療養施設については、対象者の施設までの移動を考慮し、県中心部や県南や県北など、県内の複数箇所に確保すること</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケア児</p> | <p>①軽症者を受け入れる宿泊・療養施設の速やかな確保について</p> <p>軽症者等の宿泊療養施設については、これまでに県内の複数の施設において381室を確保しており、県内で患者が発生した際にすみやかに活用できるよう、体制を整備しているところです。(A)</p> <p>②新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケア児等の入院時の調整について</p> <p>県では、医療的ケア児・者又は重症心身障がい児・者の方々が感染した場合や、その保護者が感染し、代わって本人の介護ができる親類や利用可能な訪問サービス事業所が身近にない場合などに備え、あらかじめ、本人の病状や障がいの程度、保護者と家族の状況などを把握し、個別の事情に応じて入院等の支援が適切に受けられるよう、市町村を通じて、アンケート調査を実施しているところです。</p> <p>今後、このアンケート結果をもとに、「岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会」の委員である専門医師の御協力をいただきながら、入院先や受入先の事前調整・検討等を進めていきます。</p> <p>また、受入れに係る手順については、同委員会において、二次医療圏での役割分担の明確化と併せて整理し、受入医療機関や保健所等の関係機関と情報共有を図っています。(B)</p> | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部 | A:1、 B:1 |

等の入院時の調整について

医療的ケア児等や家族が安心して生活できるよう、新型コロナウイルスの感染により医療的ケア児等や家族の入院が必要になった場合の医療機関での受入体制を早急に構築し、受入れに係る手順やマニュアルなども作成すること

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|-------|---|---|-------------|-------------|------|
| 7月21日 | <p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(2) 生活支援</p> <p>全国的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症はいまだ収束した訳ではありませんが、長期間にわたる自粛や日常生活での制約など、様々な面で自制に努めてきた結果、緊急事態措置の全面解除につながりました。</p> <p>当市では、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、これまでの制限を緩和しながら段階的に社会経済などの活動レベルを引き上げてまいりました。</p> <p>また、感染防止、生活支援、経営支援という3つの柱で新型コロナウイルスへの対策を講じてきました。</p> <p>今後、感染防止と社会経済の持続性をいかに両立させるかという課題と向き合う段階に入り、医療・介護への支援のほか、経済対策や教育支援、生活支援などについて、一層の取組を進めなければなりません。</p> <p>ついては、新型コロナウイルス感染症対策について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>(2) 生活支援</p> <p>① セーフティーネットの広域的な取組について</p> <p>今後、増大することが予想される心の不調や生活に関する不安、ストレスなどの相談需要に対し、効果的・効率的な相談対応を行うため、県においてSNSを活用した相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響による自死リスクを抱える方に対</p> | <p>① セーフティーネットの広域的な取組について</p> <p>現在、県民からの相談に対しては、県精神保健福祉センターや保健所において、対面・電話等による相談対応を行っているところであり、SNSを活用した相談窓口については、厚生労働省が公開しているSNS相談等を行っている団体について、県のホームページ等で紹介しています。</p> <p>自殺には、健康問題や経済・生活問題など、多様な原因・動機があることから、一人ひとりの悩み事等に応じた適切な支援が行われるよう、相談支援体制の充実・強化にも取り組んでいるところであり、引き続き、SNSを活用した相談窓口を含めた相談窓口情報の周知に努めていきます。(B)</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症に対応している放課後児童クラブや保育所等の児童福祉施設に従事する職員への慰労金の給付について</p> <p>県では、保育士等に対する慰労金の支給については、国の財源により国全体のスキームで行われることが望ましいとの認識の下、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士や放課後児童支援員等の努力に応えるため、慰労金の支給も含む更なる処遇改善等の取組を進めるよう、全国知事会等を通じて国に要望しているところです。(B)</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | B: 2 |
|-------|---|---|-------------|-------------|------|

する支援体制を拡充すること

② 新型コロナウイルス感染症に対応している放課後児童クラブや保育所等の児童福祉施設に従事する職員への慰労金の給付について

感染への不安を感じながら保育を継続している放課後児童クラブや保育所等に従事する全職員に対しても「慰労金」を支給することを国に対して働きかけること

| | | | | | |
|------|---|--|-------------|-------------------|------------|
| 令和2年 | <p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(3) 経営支援</p> <p>全国的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症はいまだ収束した訳ではありませんが、長期間にわたる自粛や日常生活での制約など、様々な面で自制に努めてきた結果、緊急事態措置の全面解除につながりました。</p> <p>当市では、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、これまでの制限を緩和しながら段階的に社会経済などの活動レベルを引き上げてまいりました。</p> <p>また、感染防止、生活支援、経営支援という3つの柱で新型コロナウイルスへの対策を講じてきました。</p> <p>今後、感染防止と社会経済の持続性をいかに両立させるかという課題と向き合う段階に入り、医療・介護への支援のほか、経済対策や教育支援、生活支援などについて、一層の取組を進めなければなりません。</p> <p>ついては、新型コロナウイルス感染症対策について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>(3) 経営支援</p> <p>① 「ジョブカフェ関」の就業支援体制の強化について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を見据えた「ジョブカフェ関」の就業支援員の増員など就業支援体制を強化すること</p> | <p>① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で内定の取消し等にあった新卒者等のため、国が特別相談窓口を4月から新卒応援ハローワークに設置するなど、就業支援体制を強化し相談に当たっているほか、雇止め等にあった労働者の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充するなど就業支援体制の強化に係る予算を令和2年度第2次補正予算で措置したところです。</p> <p>また、公益財団法人産業雇用安定センターでは、求職者の雇用機会を創出するためのマッチング事業を無料で実施しているところです。</p> <p>県においては、令和2年度はジョブカフェ関に就業支援員を4名配置し、就業相談やキャリア教育支援等の事業と連携しながら、高校生の就職や新卒者の定着への支援等を行っているところであり、国の動向を注視しつつ、各地域の状況に応じて市町村や関係機関と連携しながら、就業支援の充実を図っていきます。(B)</p> <p>② 雇用調整助成金の特例措置は令和3年2月末までとなっていますが、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月まで延長される予定です。</p> <p>今後、雇用調整助成金の利用状況等把握しながら、国に対しては必要に応じて特例措置の延長を要望していきます。(B)</p> <p>③ 牛の枝肉価格等が低下している中、産地を維持していくためには、肥育農家の経営安定対策と牛肉の消費拡大を併せて進めていくことが重要と考えています。</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部・農政 部 | B:3 C:1 |
|------|---|--|-------------|-------------------|------------|

② 雇用調整助成金の拡充について

雇用調整助成金については、企業の雇用状況を見据え、緊急対応期間のさらなる延長を国に対して働きかけること

③ 畜産業に対する支援について

国産ブランド牛肉の消費低迷により、肥育農家の廃業と産地の崩壊が危惧されることから、肉用牛肥育経営安定特別対策における生産者負担金を当面の間、猶予するとともに、子牛購入に係る費用の一部を補助する制度を創設するなど、生産者が持続可能で意欲をもって経営するための措置を国に対して働きかけること

また、牛肉の消費拡大について、具体的な対策を講じること

④ 観光宿泊施設緊急対策事業費の補助対象の拡大について

宿泊事業者に対する支援策として、岩手県が実施している観光宿泊施設緊急対策事業費（地元の宿応援割）について、支援対象者を県民が居住する市町村に所在する宿泊施設に宿泊した場合としているが、事業効果を高めるため、県民が県内の宿泊施設に宿泊した場合に助成するよう、支援対象を拡大すること

このため、県では国に対して、生産者負担金の納付が猶予されている肉用牛肥育経営安定交付金制度の生産者積立金が枯渇しても満額交付することや畜産経営の継続に必要な追加的支援策と十分な予算を措置するよう要望しており、今後の状況に応じて、引き続き必要な支援策を求めています。

また、県産牛肉の消費拡大対策として、県や関係団体の職員による牛肉の共同購入をはじめ、「いわて牛取扱奨励店」等における「いわて牛を食べて応援フェア」の実施、県内の小中学校等の給食メニューへの県産牛肉の無償提供など、県内外での消費拡大を進めてきたところであり、引き続き必要な対策を講じていきます。（B）

④ 本事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として、まずは、市町村単位での流動を確保し、それを徐々に県内全域での流動に繋げていく必要があったことから、市町村との協調補助による「地元の宿応援割」の制度を設けたものです。

県内で感染症が発生した場合に、その状況によっては、市町村における観光流動に留めざるを得ない状態となることも想定されることから、市町村域内での観光流動を支援するスキームが必要と認識しているところです。

また、市町村との協調補助とは別に、東北及び新潟県の県民を対象とした1泊あたり3千円の割引クーポンを発行し、県全域での宿泊需要の更なる喚起を図りました。（C）

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-----------|-----|
| 7月21日 | <p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(4) 地方負担への財政支援</p> <p>全国的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症はいまだ収束した訳ではありませんが、長期間にわたる自粛や日常生活での制約など、様々な面で自制に努めてきた結果、緊急事態措置の全面解除につながりました。</p> <p>当市では、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、これまでの制限を緩和しながら段階的に社会経済などの活動レベルを引き上げてまいりました。</p> <p>また、感染防止、生活支援、経営支援という3つの柱で新型コロナウイルスへの対策を講じてきました。</p> <p>今後、感染防止と社会経済の持続性をいかに両立させるかという課題と向き合う段階に入り、医療・介護への支援のほか、経済対策や教育支援、生活支援などについて、一層の取組を進めなければなりません。</p> <p>ついては、新型コロナウイルス感染症対策について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>(4) 地方負担への財政支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担への財政支援について、県が行う事業の追加、支援の対象の拡充、補助率のかさ上げ等、さらなる財政支援を措置するとともに、国においても一層の財政支援策を講じることを働きかけること</p> | <p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充（1.5兆円）が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算（第4号）において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>(B)</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | B:1 |
|-------|--|---|-------------|-----------|-----|

| | | | | | |
|-------|---|---|-------------|-----------|-----|
| 7月21日 | <p>1 国際リニアコライダー（ILC）の実現について ILCの誘致に関しては、去る2月20日に開催されたILCの国際会議で、日本政府が「関心を持って米欧との意見交換を実施する」との見解を表明し、これを受け、国際将来加速器委員会（ICFA）が、準備段階への移行を促進するための国際推進チームの設立の推奨などに関する声明を発表、また、6月19日に承認・公表された欧州素粒子物理戦略においてILC計画に対する欧州の協力姿勢が示されたことは、北上高地への誘致・建設への実現に向け、大詰めの段階を迎えております。</p> <p>ついては、国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけるとともに、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 東北ILC準備室の後継となる新組織との連携により、※ILC国際科学技術研究圏域の中心となる国際研究拠点の建設候補地を明示して国際研究機関との連携のもと準備作業を進めること</p> <p>(2) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること</p> | <p>国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県においては、令和2年6月に続き11月にも、国に対し「ILCの実現に向けて国際的な議論をさらに推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。</p> <p>東北では、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが発足し活動を進めており、ILC国際推進チームの活動を見据え、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、ILC東北マスタープランも踏まえ、実務レベルで調査検討等を行っています。</p> <p>県としては、同センターの取組と連動し、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となっている高エネルギー加速器研究機構（KEK）など、関係団体等との連携を一層強化しながら、ILCの実現に向け引き続き取り組んでいきます。（B）</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | B:1 |
|-------|---|---|-------------|-----------|-----|

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (1) 新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業を行い、早期事業化に向けた県の方向性を示すこと</p> <p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、通勤圏、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>近年、国内各地においても、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっており、非常時に、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定的に機能する幹線道路網の確保は急務であります。</p> <p>特に国道343号については、大原バイパスの完成、渋民バイパスの着工など順調に改良が進められており、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、同路線にある笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また、これまでも土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に多大な支障をきたした経緯があります。また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流</p> | <p>一般国道343号は、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。(C)</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | C:1 |
|-------|--|--|-------------|-----|-----|

ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三陸復興国立公園」、「橋野鉄鉱山・高炉跡」といった観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であるため、本市と陸前高田市を結ぶ交通の難所である笹ノ田峠の解消が必要であります。

平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿線地域住民から9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの実現について要望があったところであります。

また、岩手県を縦断する国道4号の4車線化は、本年度、北上市村崎野と花巻市山の神を結ぶ(3.1kmの)区間が新たに決定しておりますが、国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。

については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

- (1) 新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業を行い、早期事業化に向けた県の方向性を示すこと

| | | | | | |
|-------|---|---|----------------------|------------|------------|
| 7月21日 | <p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ① 国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北 (平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備の早期事業化</p> <p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、通勤圏、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>近年、国内各地においても、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっており、非常時に、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定的に機能する幹線道路網の確保は急務であります。</p> <p>特に国道343号については、大原バイパスの完成、渋民バイパスの着工など順調に改良が進められており、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、同路線にある笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また、これまでも土砂災害による長期間の車両通行止めが発生する</p> | <p>国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北 (平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。 (B)</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B:1</p> |
|-------|---|---|----------------------|------------|------------|

など交通に多大な支障をきたした経緯があります。また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三陸復興国立公園」、「橋野鉄鉱山・高炉跡」といった観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であるため、本市と陸前高田市を結ぶ交通の難所である笹ノ田峠の解消が必要であります。

平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿線地域住民から9万人を超す署名が集まり、新しいトンネルの実現について要望があったところであります。

また、岩手県を縦断する国道4号の4車線化は、本年度、北上市村崎野と花巻市山の神を結ぶ(3.1kmの)区間が新たに決定しておりますが、国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。

については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

(2) 県際連携に資する幹線道路網の整備

- ① 国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備の早期事業化

| | | | | | |
|-------|---|--|-------------|-----|--------------|
| 7月21日 | <p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ② 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p> <p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、通勤圏、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>近年、国内各地においても、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっており、非常時に、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定的に機能する幹線道路網の確保は急務であります。</p> <p>特に国道343号については、大原バイパスの完成、渋民バイパスの着工など順調に改良が進められており、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、同路線にある笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また、これまでも土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に多大な支障をきたした経緯があります。また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流</p> | <p>一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成29年度から改良工事に着手しました。</p> <p>早期の供用開始を目指し引き続き改良工事を推進しています。</p> <p>今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | A: 1 C: 1 |
|-------|---|--|-------------|-----|--------------|

ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三陸復興国立公園」、「橋野鉄鉦山・高炉跡」といった観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であるため、本市と陸前高田市を結ぶ交通の難所である笹ノ田峠の解消が必要であります。

平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿線地域住民から9万人を超す署名が集まり、新しいトンネルの実現について要望があったところであります。

また、岩手県を縦断する国道4号の4車線化は、本年度、北上市村崎野と花巻市山の神を結ぶ(3.1kmの)区間が新たに決定しておりますが、国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。

については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

- (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備
- ② 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備

| | | | | | |
|-------|--|---|---------------------|------------|------------|
| 7月21日 | <p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ③ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現 まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、通勤圏、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>近年、国内各地においても、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっており、非常時に、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定的に機能する幹線道路網の確保は急務であります。</p> <p>特に国道343号については、大原バイパスの完成、渋民バイパスの着工など順調に改良が進められており、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、同路線にある笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また、これまでも土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に多大な支障をきたした経緯があります。また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三</p> | <p>一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C:1</p> |
|-------|--|---|---------------------|------------|------------|

陸復興国立公園」、「橋野鉄鉱山・高炉跡」といった観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であるため、本市と陸前高田市を結ぶ交通の難所である笹ノ田峠の解消が必要であります。

平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿線地域住民から9万人を超す署名が集まり、新しいトンネルの実現について要望があったところであります。

また、岩手県を縦断する国道4号の4車線化は、本年度、北上市村崎野と花巻市山の神を結ぶ（3.1kmの）区間が新たに決定しておりますが、国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。

ついては、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

- (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備
- ③ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現

| | | | | | |
|-------|---|--|---------------------|------------|-------------|
| 7月21日 | <p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ④ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿(つやがわもとしゅく)地区の抜本的な改良整備</p> <p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、通勤圏、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要であります。</p> <p>近年、国内各地においても、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっており、非常時に、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定的に機能する幹線道路網の確保は急務であります。</p> <p>特に国道343号については、大原バイパスの完成、渋民バイパスの着工など順調に改良が進められており、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、同路線にある笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また、これまでも土砂災害による長期間の車両通行止めが発生するなど交通に多大な支障をきたした経緯があります。また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流</p> | <p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、県際連携に資する道路として必要性を認識しており、幅員狭小区間における安全で円滑な交通の確保を図るため、今年度から現地測量・設計に着手しているところです。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。</p> <p>(A)</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>A: 1</p> |
|-------|---|--|---------------------|------------|-------------|

ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三陸復興国立公園」、「橋野鉄鉦山・高炉跡」といった観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であるため、本市と陸前高田市を結ぶ交通の難所である笹ノ田峠の解消が必要であります。

平成26年度には当市のみならず、陸前高田市をはじめとする沿線地域住民から9万人を超す署名が集まり、新しいトンネルの実現について要望があったところであります。

また、岩手県を縦断する国道4号の4車線化は、本年度、北上市村崎野と花巻市山の神を結ぶ(3.1kmの)区間が新たに決定しておりますが、国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。

については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

(2) 県際連携に資する幹線道路網の整備

④ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿(つやがわもとしゅく)地区の抜本的な改良整備

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-----------|-----|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(1) 現行の過疎法の指定対象要件の継続について 当市は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第33条の規定により、市全域がいわゆる「みなし過疎地域」に指定され、過疎対策事業債の活用により、道路橋梁整備や小中学校校舎整備等のハード事業、医療確保や教育振興等のソフト事業を実施し、地域振興を図っています。</p> <p>現行の過疎法は、令和3年3月末をもって期限終了となりますが、住民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現には、引き続き過疎対策を推進していく必要があることから、次の事項について国に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>① 現行の過疎法の趣旨を踏まえた、新たな過疎地域の振興に関する法（以下「新過疎法」という。）を制定するとともに、新過疎法には過疎法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を設け、現行の過疎地域を継続して指定対象とすること</p> <p>② 新過疎法の制定後においても、当市が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること</p> | <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算提言・要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすること <p>について、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。（B）</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | B:1 |
|-------|--|--|-------------|-----------|-----|

| | | | | | |
|-------|---|--|-------------|-----------|-----|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (2) 地域公共交通の充実について 当市では、一関市地域公共交通網形成計画に基づき、「交流の促進と地域の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成」を目指した取組を進めております。</p> <p>特に、高齢化が進む中で、日常生活の移動を支える交通手段としてデマンド型乗合タクシーの導入エリアを拡大するとともに、利便性の向上を図るため路線バスとの乗換ポイントを整備することとしております。</p> <p>県におかれましては、地域公共交通活性化推進事業費補助金等により、公共交通の再編や利用促進に係る市町村の取組に対して支援をいただいておりますが、住民の日常生活に必要な移動手段の確保と利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>① 地域公共交通活性化推進事業費補助金について、市町村の事業計画に応えられるよう所要額を確保するとともに、同補助金制度を拡充しデマンド型乗合タクシー本格運行2年目以降の運行費用への財政支援を図ること</p> <p>② デマンド型乗合タクシーや路線バスとの乗換ポイントとなる停留所の整備、待合スペースの確保に係る財政支援</p> | <p>① 県では、平成30年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでいるところであり、引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助によりデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。(B)</p> <p>また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を行うよう、国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、国に働きかけていきます。</p> <p>② 昨年度、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、停留所の上屋設置への支援についても検討してきたところですが、今後も引き続き、検討を行っていきます。(B)</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | B:2 |
|-------|---|--|-------------|-----------|-----|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-------------|-----|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (3) 学校教育環境の充実について ① 特別支援教育の充実について 当市の特別支援学級の在籍全児童生徒の割合（令和元年度）は、県の2.79%に対して、4.15%と高い状況となっており、加えて全国も上回る割合にあります。 特別支援教育の充実を図るために県から学校に加配されている教諭（再任用29時間勤務）や講師、非常勤講師（29時間勤務）は現在6人ですが、加配を希望する学校も多く、さらに市独自に特別支援コーディネーター（2名）、学校サポーター（41名）を会計年度任用職員として採用し、支援を行っているところであります。 しかし、近年、特別支援学級の1学級あたりの児童・生徒数が増加する状況にあり、特にも情緒学級の指導には一層の難しさが伴い、さらなる人員配置の必要性が生じております。 については、特別支援教育の充実を図るため、現在の情緒学級の学級担任の配置の基準（1学級在籍児童・生徒8人に教員1人）を、児童・生徒6人に対して教員1人に見直しをするなどの改善を行うとともに、特別支援教育支援加配の職員について増員するよう要望します。</p> <p>② 公立学校施設整備等に対する財政支援の充実について 少子化による学校統廃合に伴う新たな校舎建設や老朽化に伴う改築、国のインフラ長寿命化基本計画を踏まえた改修など、校舎等整備事業を進める必要</p> | <p>①特別支援学級については、国の義務標準法に基づいて、教員を適切に配置しているところです。 一関市については、国からの加配定数を活用して、小学校9校に14人と中学校1校に1人、合わせて10校に15人をことばやきこえ、LD等の通級指導のための加配として措置しています。また、県の加配定数を活用して、小学校3校と中学校2校、合わせて5校に5人を、非常勤の特別支援教育加配として措置しています。 児童生徒への教育支援は多様化の傾向を示してきており、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望を継続するとともに、学校の実態を踏まえつつ、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に努めていきます。（B）</p> <p>②公立学校施設整備に係る国庫補助金について、令和2年度予算においても一部補助単価の引き上げがありました。 また、廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合にあっては、新築事業の実施年度に行われる既存校舎棟の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。 一方で、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去（解体）事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置（資金手当）が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられています。 しかしながら、改築や改修、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、実状に合った補助単価の引き上げや廃校施</p> | 県南広域 振興局 | 県南教育 事務所 | B:2 |
|-------|--|---|-------------|-------------|-----|

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| <p>があります。</p> <p>しかしながら、計画的に学校施設の整備を進めるためには、財源確保や利活用が見込めない廃校舎の解体費用が課題となっております。</p> <p>については、工事費の実態にあった補助単価の引上げを行うとともに、廃校舎解体の補助制度の創設について、国に対して働きかけるよう要望します。</p> | <p>設の解体に係る財政支援制度の新設について、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。</p> <p>(B)</p> | | | |
|--|---|--|--|--|

| | | | | | |
|-------|---|---|---------|---------|-----|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (4) 新たな県立高等学校再編計画後期計画について 県教育委員会が示している「新たな県立高等学校再編計画後期計画(案)」は、工業系の学科再編における統合校を県南地域の工業系人材の育成拠点校として位置づけ、基幹学科の専門教育を充実させる内容となっております。</p> <p>しかしながら、二つの広域生活圏にまたがる当地区の再編計画案は、他の地区の再編計画案と比較しても、その圏域の広さや公共交通機関の実態などから、通学による生徒や保護者の負担が増すばかりではなく、工業高校への進学を断念せざるを得ない状況が生じる恐れがあることを強く危惧しております。</p> <p>ついては、当地区におけるこれまでの産業振興の歴史、工業系の人材育成や確保を図る観点を鑑み、当地区の実情を踏まえ、「新たな県立高等学校再編計画後期計画(案)」を再考するよう強く要望します。</p> | <p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>また、地域検討会議等における人材育成を強く期待する御意見や、少子化の現状に鑑み生徒にとってより良い教育環境の整備を望む御意見及び産業振興の動向を踏まえ、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備のための統合を行うこととしているものです。</p> <p>県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図るものです。</p> <p>これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成を図るとともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対し学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応ができるようになること等を想定しています。</p> <p>今後も、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域の産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備を進めていきたいと考えています。(B)</p> | 県南広域振興局 | 県南教育事務所 | B:1 |
|-------|---|---|---------|---------|-----|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-------------|------|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (5) 看護師、介護職員等の医療・介護人材確保対策の充実について</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、当市の高齢化率は39.2%と推計され、今後、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加が見込まれています。</p> <p>このため、当市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護人材の確保に努めているところです。</p> <p>また、両磐保健医療圏域内における周産期医療体制の構築のため、助産師に対する支援や確保に向けた取組が急務となっております。</p> <p>ついては、地域での人材確保のため、次の事項について要望するとともに、国に対して働きかけるよう要望します。</p> <p>① 医療・介護人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実 特にも、周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や確保</p> <p>② 医療・介護人材確保対策への財政支援措置の充実</p> | <p>① 県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師については、修学資金の優先的な貸付、岩手県看護協会・岩手県助産師会と連携した資質向上研修や復職支援など、きめ細やかな取組を推進しているところです。</p> <p>介護人材については、修学資金の貸付や求職者と求人側とのマッチング支援、職場環境や処遇改善の促進、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいます。また、介護人材不足への対応は、県のみならず市町村や事業者、関係機関の団体等それぞれの取組が重要であることから、市町村等が行う、介護の仕事への理解促進に向けた取組や新人職員の介護職員として備えておくべき知識やスキルの習得を目的とした取組等を補助し、市町村等の主体的な取組を支援しています。</p> <p>これらの取組の継続や充実に向け、政府予算要望において、介護従事者に対する処遇改善を図るため適切な水準の介護報酬を設定すること、地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策の実施に必要な財源を医療介護総合確保基金により十分に確保すること等を国に要望しているところです。</p> <p>また、全国知事会においても、今年度も国に対して、介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るための施策の推進等について要望を行っています。今後も様々な機会を通じて国に要望していきます。</p> <p>(B)</p> <p>② 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | B: 2 |
|-------|--|---|-------------|-------------|------|

え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、事業計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。

本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきます。（B）

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-----------|-----|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (6) 外国人労働者への支援について</p> <p>外国人労働者の雇用の進展に伴い、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による行政情報、生活情報や災害時等における情報の提供への支援体制が求められます。</p> <p>については、外国人労働者に提供する行政情報、生活情報等の多言語化への支援体制の強化を要望します。</p> | <p>外国人労働者の生活環境の支援については、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等を踏まえ、令和元年7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、いわて県民情報交流センター（アイーナ）の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携し外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応しています。また、広く相談対応していくため、定期的な県内各地域での巡回相談、事業所等の訪問を実施しているところです。</p> <p>なお、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止や新しい生活様式に係る注意喚起はもとより、特別定額給付金をはじめとする各種公的支援制度等について、多言語での情報発信に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組んでいきます。（B）</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | B:1 |
|-------|--|---|-------------|-----------|-----|

| | | | | | |
|-------|---|---|-------------|-----------|--------------|
| 7月21日 | <p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (7) 工業振興の充実について</p> <p>平成28年度から令和元年度までの当市における誘致企業数は毎年1社ずつの立地と低迷しておりますが、地域経済を支える産業基盤を強固にするためには、製造業をはじめとする多様な業種の産業集積が必要です。</p> <p>また、現在、事業撤退による旧北上製紙跡地や旧NECプラットフォームズ一関事業所などの大規模な敷地があり、これらの活用を視野に入れた企業誘致に積極的に取り組むことが求められています。</p> <p>一方で近年のIT化の進展は、首都圏のIT関連企業などが地方へサテライトオフィスを構える動きを加速させております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来にも増してテレワークの必要性が高まるとともに、テレワークによる業務が一般的となり、今後、首都圏から、家賃などの固定費が抑えられ、自然環境に恵まれた地方への事務所移転などの動きが加速することが予想されます。</p> <p>このため、当市では、すでにサテライトオフィスを検討している企業やテレワークによる業務が可能な企業等に対しての誘致活動に力を注いでおり、これらの企業を誘致し、地域のイノベーションを考えると今まで以上に重要であると捉え、従来からの製造業などの企業誘致と合わせ、積極的な企業誘致活動を行ってまいります。</p> <p>ついては、地域の産業基盤の強化とIT関連企業等の誘致にあたり、次の事項について要望します。</p> <p>① IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度の創設</p> <p>② 県が産業集積を進めている自動車関連産業をはじめとした企業誘致活動における、県と当市のより一層の連携強化</p> | <p>① 今般、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及や、5G等の情報通信技術の高度化に伴い、ITを含む情報通信関連産業の需要は年々高まっており、県としても、こうした多様な産業に対する支援の必要性を認識しているところであります。</p> <p>本県では、これまで、特に県内への波及効果が大きく、さらなる産業集積が期待される製造業等を中心に支援を行ってきたところでありますが、非製造業に対する支援制度についても、県内への波及効果や今後の業界動向を鑑み、検討を進めています。</p> <p>(B)</p> <p>② 企業誘致は、産業の集積や雇用の確保による地域経済の活性化を図る上で極めて重要な役割を担っています。県では、「特定区域における産業の活性化に関する条例」に基づく地方税の減免措置や、製造業等の固定資産投資に対する支援である企業立地推進奨励事業費補助制度等をPRすることで、新規誘致や既立地企業の増設に結び付けていきたいと考えております。</p> <p>今後も、岩手県企業誘致推進委員会が開催する研修会を通じて、企業誘致に関する情報やノウハウなどを共有するなど、貴市との連携を一層強化しながら、企業の立地ニーズに迅速に対応し、更なる産業集積の促進を図っていきます。(A)</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | A: 1 B: 1 |
|-------|---|---|-------------|-----------|--------------|

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-------------|--------------|
| 7月21日 | <p>4 県際地域の医療の充実について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、さらには市内における医療資源の東西格差も生じており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏であり、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務となっております。</p> <p>については、宮城県との協議の場を設け、岩手・宮城県際地域の医療体制の充実を進めるとともに、県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。</p> | <p>ご要望のあった診療科のうち、磐井病院の救急科の常勤医師については、令和2年4月から1名増員し、千厩病院の整形外科の常勤医師については、10月から1名増員予定としており、診療体制の充実を図っているところです。</p> <p>それ以外の診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても、医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により、診療体制の維持に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により、常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>医師以外の職員の配置については、患者数や業務量等に応じた配置を基本とし、必要な体制を整備することとしています。</p> <p>磐井病院については、分娩件数の増加等に対応するため、平成30年4月に、助産師を2名増員したところであり、今年度においても、必要な体制を維持しています。</p> <p>今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>南光病院については、医師の負担軽減や診療体制の充実等のため、平成30年4月から公認心理師1名、医療社会事業士2名を増員したところであり、</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | A: 2 B: 1 |
|-------|--|--|-------------|-------------|--------------|

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-------------|------|
| | | <p>今年度においても、必要な体制を維持しています。</p> <p>なお、公認心理師については、全員が公認心理士資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち、5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。</p> <p>今後とも、患者の動向や圏域内の医療機関の役割と連携の状況等を踏まえながら、必要な体制の整備に努めていきます。(A)</p> | | | |
| 7月21日 | <p>4 県際地域の医療の充実について</p> <p>(2) 奨学金養成医師の適正な配置について</p> <p>平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には昨年度は4人、本年度は昨年度より1人増の5人の医師が配置されましたが、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。</p> <p>今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。</p> <p>特に、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。</p> <p>については、奨学金制度による養成医師の配置について次のとおり要望します。</p> <p>① 地域及び診療科による医師の偏在の解消</p> <p>② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p> | <p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計84名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んだ結果、両磐医療圏には5名の配置となったところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、昨年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図ったところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに今年度から、地域枠養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めることにしたところであり、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で11名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。</p> <p>(B)</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | B: 2 |

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-------------|------|
| 7月21日 | <p>4 県際地域の医療の充実について (3) 地域医療体制の確保について 厚生労働省は、各都道府県において地域医療構想の実現に必要な協議を促進するためとして、令和元年9月26日に、再編や統合の検討を要する岩手県内の10施設を含む全国の病院名を公表しました。 地域医療の確保に取り組んでいる中、全国一律の基準による分析のみで一方向的な病院名の公表は、医療資源が不足している地域の実情を考慮せず、関係住民に過度の不安を与えております。 については、地域医療体制の確保のため、次の事項について、国に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>① 地域医療構想の実現に向けた進め方については、地域の実態を最大限に考慮し、地域と十分に協議しながら慎重に対応すること</p> <p>② 医師不足や医師偏在を解消するため、地域医療体制の抜本的な改善を図ること</p> | <p>① 本県においては、再検証対象医療機関として公表された医療機関の大半において、平成29年度以降の2年間で、一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが実施又は検討されており、現時点では病院機能の見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想の実現に当たっては、各医療圏に設置している地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえ関係者間で丁寧に議論を進めていくことが重要であり、これまでも全国知事会等の場を活用し要望を行ってきたところですが、引き続き、国に働き掛けていきます。(B)</p> <p>② 医師不足や医師の地域偏在等の解消に向けては、これまでの都道府県のみでの取組では限界があり、全国的な取組も必要であることから、本県では、国の責務として医師の計画的養成や配置に取り組む「(仮称)地域医療基本法」の制定について提言してきたところです。 また、本年1月に、医師少数県とともに「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を設立したところであり、医師不足の解消や医師偏在是正のための実効性のある施策について、国に提言していくこととしています。(B)</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | B: 2 |
|-------|--|--|-------------|-------------|------|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-------------|-----|
| 7月21日 | <p>4 県際地域の医療の充実について</p> <p>(4) こども救急相談電話の受付時間の延長について</p> <p>現在、岩手県小児救急医療電話相談事業として「こども救急相談電話」が、年中無休で午後7時から午後11時まで開設されているところですが、午後11時以降や夜間・休日当番医が対応できない時間帯における子どもの病气やけがへの対応が喫緊の課題となっています。</p> <p>この事業は、子育て中の保護者の不安軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりや、地域における小児救急医療体制を補完するためにも大変重要なものと捉えております。</p> <p>ついては、子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>こども救急相談電話の受付時間の延長</p> <p>①平日：午後11時から翌朝8時まで</p> <p>②土曜日：午後1時から午後7時まで 午後11時から翌朝8時まで</p> <p>③休日：午後5時から午後7時まで 午後11時から翌朝8時まで</p> | <p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して実施しています。</p> <p>受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議を昨年度から行っています。</p> <p>保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行うことができるよう、引き続き協議を進めていきます。(B)</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | B:1 |
|-------|--|---|-------------|-------------|-----|

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>① 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p> <p>当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。</p> <p>この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>ついては、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>① 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p> | <p>主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | C:1 |
|-------|--|--|-------------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|---|---|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>② 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前(やまのめえきまえ)釣山線(つりやません)の事業完了区間以北の早期事業化</p> <p>当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。</p> <p>この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>② 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前(やまのめえきまえ)釣山線(つりやません)の事業完了区間以北の早期事業化</p> | <p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成20年度に事業着手し平成30年度までに整備が完了しました。</p> <p>御要望の区間の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。(C)</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | C:1 |
|-------|---|---|-------------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|--|---|---------------------|------------|------------|
| 7月21日 | <p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>③ 一般県道折壁大原線大原弘川(はらいがわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの整備改良</p> <p>当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。</p> <p>この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>ついては、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>③ 一般県道折壁大原線大原弘川(はらいがわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの整備改良</p> | <p>一般県道折壁大原線の大原弘(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C:1</p> |
|-------|--|---|---------------------|------------|------------|

| | | | | | |
|-------|---|--|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>① 磐井川堤防の早期完成（JR橋梁部分）</p> <p>当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。</p> <p>この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>① 磐井川堤防の早期完成（JR橋梁部分）</p> | <p>国では、一関遊水地事業における周囲堤として、磐井川の堤防改修工事を平成22年から実施しており、令和2年度までに青葉地区、田村地区及び上の橋左岸の末広地区の工事を完了し、令和2年度は磐井橋の止水対策を検討すると聞いています。</p> <p>直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。（B）</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | B:1 |
|-------|---|--|-------------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>② 黄海(きのみ)川堤防の改修</p> <p>当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。</p> <p>この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>ついては、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>② 黄海(きのみ)川堤防の改修</p> | <p>北上川黄海堤防は平成20年に概成しておりますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行ってまいります。(C)</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | C:1 |
|-------|--|---|-------------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>③ 滝沢川排水機場の整備</p> <p>当市は、東北中央部にあって、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の起点となっております。</p> <p>この広域的な地域の観光交流人口の増加や産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの北上川の狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>ついては、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>③ 滝沢川排水機場の整備</p> | <p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号や平成24年5月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C)</p> | 県南広域 振興局 | 土木部 | C:1 |
|-------|--|---|-------------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|--|--|---------|---------------|--------------|
| 7月21日 | <p>6 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について</p> <p>水道事業を取り巻く環境は、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大を背景に厳しさを増しています。</p> <p>当市では、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件が不利な中山間地域では施設の合理化が構造的に困難であり、老朽施設の更新と水道未普及地域の課題解消を今後も継続的に進める必要があります。</p> <p>また、早期の水道施設整備が困難な地域においては、水道によらない生活用水の確保が急務となっており、当市では、深井戸掘削による安定した水源の確保と水質検査結果に即した浄水設備の設置費用に係る補助の拡充を図っているところであります。</p> <p>ついては、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、水道未普及地域の解消及び老朽施設更新に係る国庫補助並びに過疎及び辺地対策事業債の対象事業の拡充について、国に対し働きかけるとともに、当市が行う生活用水確保事業に対する新たな財政支援制度を創設するよう要望します。</p> | <p>県では、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、政府に対して、新たな過疎対策法の制定と、過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を要望したところ です。</p> <p>併せて、今後も過疎及び辺地の地域において、安全・安心な水の安定的な供給を図るため、必要な財政措置が講じられるよう、引き続き全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行ってまいります。(B)</p> <p>また、県としても、重要なライフラインである水道の未普及地域の解消や老朽施設の更新等を計画的に行っていくためには、国による支援が必要であると認識していることから、必要な予算の確保や対象事業の拡充等に向け、機会を捉えて国への要望活動を実施してきたところであり、これまでに交付率の向上や老朽管更新の補助対象管種の拡充が実現したところ です。</p> <p>今後、水道のより一層の基盤強化に向けて、水道施設の整備や広域連携を進めていくため、地域の実情を踏まえた、最適な手法を市町村が選択できるようにするための財政措置の拡充等について、今年度においても6月に県単独で政府予算要望を実施したほか、8月には北海道東北知事会において要望を行ったところであり、今後も他の都道府県と連携して、国に対し財政的支援の拡充を要望する予定です。(B)</p> <p>なお、生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところであり、県としても同様の考えであります。(C)</p> | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部・経営企画部 | B: 2 C: 1 |
|-------|--|--|---------|---------------|--------------|

| | | | | | |
|-------|---|--|----------------------|------------|-----------------------|
| 7月21日 | <p>7 流域下水道維持管理負担金の見直しについて 当市では、昭和56年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ段階的に計画を見直して整備を進めてまいりましたが、着手当時の想定に比べ事業を取り巻く環境は大きく乖離しております。</p> <p>このことから、今後の事業の推進にあたっては、整備計画の大幅な見直しをしなければならないものと捉えております。</p> <p>また、流域関連公共下水道事業は、下水処理のみならず、環境や衛生面において県土整備の一翼を担っているものであることから、令和元年度においては、流域下水道維持管理負担金について、関連市町が負担するだけでなく、県の負担措置を講じるよう要望し、県と関連市町間で県の役割や人件費負担の考え方などを協議・検討したところであります。職員人件費の激変緩和措置や費用の一部を県負担とするなど、一定の配慮はいただいたものの、いまだ関連市町にとっては、大きな負担となっております。</p> <p>ついては、流域関連公共下水道事業の安定経営が図れるよう、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、企業会計方式に移行した流域下水道事業の決算状況の検証を行うとともに、県においても応分の負担を行うこと</p> <p>(2) 施設や設備の更新にあたっては、関連市町との</p> | <p>(1) 現行の流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、施設・設備の老朽化等への喫緊対策として見込まれる経費を基に企業会計ベースで算定したところです。今後の維持管理負担金の算定に当たっては、決算状況の検証を行いながら、流域下水道関連市町と共に検討していきます。</p> <p>また、県の応分の負担に関しては、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴って新たに負担を求めることになった人件費分は、4年間での段階的な負担とする激変緩和措置を講じているところです。県は、流域下水道事業の事業主体として、今後も関連公共下水道の管理者である関連市町と十分な連絡調整を図っていくとともに、適切な役割分担と費用負担のもと、一般会計からの繰入基準に基づく繰入れのほか、必要な対応を検討していきます。(B)</p> <p>(2) 施設や設備の更新は、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して、優先順位付けを行った上で施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化するストックマネジメント計画に基づいて実施しています。本計画の今後の見直し等においては、関連市町に御説明して、事業費の低減や平準化に配慮しながら進めていきます。(B)</p> <p>(3) 公社は、平成23年6月に一般財団法人から公益財団法人へ移行していますが、移行の際には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条に基づき、行政庁である県に対し公益認定の申請をし、県の審査等を経て公益認定されたもので</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>A: 2 B: 2</p> |
|-------|---|--|----------------------|------------|-----------------------|

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| | <p>間で詳細な事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること</p> <p>(3) 関連市町が負担する流域下水道維持管理負担金の一部が岩手県下水道公社の法人会計に財源として充当されていることについて、その必要性を精査すること</p> <p>(4) 流域下水道事業の推進にあたり、県と関連市町のほか、岩手県下水道公社を含めた推進体制について、簡素で効率的な体制を構築すること</p> | <p>す。</p> <p>県が公社へ委託している流域下水道管理運営支援業務は、流域下水道維持管理負担金が委託料の原資となっているものですが、当業務は公社の定款で定める公益目的事業の主要事業であり、受託収益の一部を公益目的事業の経費（人件費、事務費）として法人会計に充てているものと県では認識しています。</p> <p>このことは、公社が公益財団法人に移行する際の公益認定の論点の一つとなり、県では、公益財団法人の関係法令のほか、内閣府公益認定等委員会が定める公益認定等ガイドライン、公益法人会計基準、公益法人会計基準の運用指針等に基づき審査をし、外部委員による県公益認定等審議会への諮問を経て、公益認定したところです。現在においても、県は県出資等法人指導要領等に基づき必要な指導をしているほか、公社は県監査委員の監査等も受け当該業務への支出は適切なものと考えています。引き続き適切に対応していきます。（A）</p> <p>(4) 県では、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴う組織見直しを行い、流域下水道業務担当者を集約した組織を設けるなど、関連市町負担対象人員数を明確にしたところです。流域下水道事業の推進体制も含めて、今後も御意見を伺いながら、適切な運用を進めていきます。（A）</p> | | | |
|--|--|---|--|--|--|

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>8 新たな林業施策に円滑に取り組むための市町村に対する支援体制の整備について</p> <p>木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加により、森林の荒廃が進むことが懸念されております。平成31年4月には、森林経営管理法が施行され、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ森林経営管理制度が構築されました。</p> <p>また昨年には、森林環境譲与税の交付が開始され、市町村は譲与税を活用し、間伐や人材育成、木材利用の促進、啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を実施することとされております。</p> <p>これらの実施にあたっては、取組の基礎となる林地台帳の整備が不可欠であります。所有者情報の取得に支障が生じており、林地台帳とデータを相互連携する森林所有者届出管理システム等の不具合により、事務に支障をきたしていたところであります。</p> <p>今般、森林法の改正等により、森林所有者の特定に必要な情報の収集が林地台帳で可能となりました。</p> <p>しかしながら、今後、新たな林業施策を円滑に推進するためには、県が構築したシステムの情報の一元化と関係機関との共有が必要であります。</p> <p>については、県が整備した林地台帳管理システム・伐採届出管理システム・森林所有者届出管理システム・森林経営計画管理システムの早期改善並びに森林情報・森林所有者情報の共有化の実現について要望します。</p> | <p>県では、市町村の業務を支援するため、平成30年度に森林所有者届出や林地台帳等の管理システムの整備・提供を行い、随時改善に取り組んでいるところであり、今後とも、市町村からの要望等を踏まえ、より良いシステムとなるよう改善に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、県では現在、情報通信回線等のネットワークを通じて森林情報の共有や利活用を行う、クラウド技術を活用した新たなシステムの導入について検討を行っており、今後、市町村等の意見を伺いながら取組を進めていきます。(B)</p> | 県南広域 振興局 | 林務部 | B:1 |
|-------|--|---|-------------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|---|---|---------|-----|---------------|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな影響を与えております。</p> <p>加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域において処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>① 新規参入者と規模拡大意向者への震災前の原木価格水準に対する原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援</p> <p>② 来年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援</p> <p>③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援</p> <p>④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理簡素化に向けた支援</p> | <p>原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推進することが重要だと考えています。</p> <p>このことから、県では、</p> <p>(1) 新規参入者や既存生産者の規模拡大大部分の原木価格高騰分の掛り増しの賠償について、国と東京電力に対して実施を強く要望していきます。(A)</p> <p>(2) 良質な原木の確保と適期納入については、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに他の地域から原木が適期に供給されるよう取り組んでいきます。(A)</p> <p>(3) 財物賠償について、県としては、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう引き続き強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望していきます。(B)</p> <p>(4) 県では、国の「放射性物質低減のための原木きこの栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成25年10月に「岩手県放射性物質低減のための原木きこの栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。</p> <p>この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、平成27年9月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところであります。</p> <p>今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に関する研究を続けていきます。(B)</p> <p>今後においても、国と東京電力に要望を継続するとともに、県としても原木しいたけの生産者に対する、きめ細やかな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。</p> | 県南広域振興局 | 林務部 | A: 2、 B: 2 |
|-------|---|---|---------|-----|---------------|

| | | | | | |
|-------|---|---|---------|---------|-----|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな影響を与えております。</p> <p>加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年目を迎えた今も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p> | <p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン（第2版）を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示したところです。また、その処理費用については、処理終了時まで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。（B）</p> | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部 | B:1 |
|-------|---|---|---------|---------|-----|

| | | | | | |
|-------|--|---|---------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお、当市の農林業に大きな影響を与えております。</p> <p>加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年目を迎えた今も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p> | <p>県では、利用自粛牧草等処理円滑化事業（県単）により、保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管について、施設の維持管理にかかる経費を支援しており、引き続き、市が一時保管施設の機能を保つための経費に対して、支援していきます。</p> <p>また、国に対し、農林業系副産物の処理等にかかる費用の財政的措置を講じるよう要望しており、引き続き様々な機会を通じて必要な対策を求めていきます。（B）</p> | 県南広域振興局 | 農政部 | B:1 |
|-------|--|---|---------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|---------------------|------|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>③ 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお、当市の農林業に大きな影響を与えております。</p> <p>加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年目を迎えた今も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>③ 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p> | <p>当該乾しいたけについては、焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋立することができます。(B)</p> <p>県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等との混合方法、焼却灰の埋立等について技術的助言をしていきます。</p> <p>また、関係市町村のほか関係団体等とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。(B)</p> | 県南広域 振興局 | 林務部・ 保健福祉 環境部 | B: 2 |
|-------|--|--|-------------|---------------------|------|

| | | | | | |
|-------|--|---|---------|-----|-----|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな影響を与えています。 加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年目を迎えた今も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。 このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p> | <p>県では、食の安全安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県による精密検査の実施と、検査結果の速やかな公表により、風評被害の防止に努めております。 また、山菜等の販売促進については、国の「地方消費者行政強化交付金」等の情報を提供するなど、市の取組を支援していきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 林務部 | B:2 |
|-------|--|---|---------|-----|-----|

| | | | | | |
|-------|---|--|---------|---------|-----|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(4) 損害賠償の迅速化</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな影響を与えております。</p> <p>加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年目を迎えた今も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(4) 損害賠償の迅速化</p> <p>① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p> <p>② 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p> <p>③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p> | <p>① 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要となる過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じてきめ細かく対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めていきます。(B)</p> <p>② 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月、平成28年3月及び令和元年7月に和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決セン</p> | 県南広域振興局 | 総務部・農政部 | B:3 |
|-------|---|--|---------|---------|-----|

ターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。（B）

③『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。

しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。

東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。

また、国に対しても『東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行っていきます。（B）

| | | | | | |
|-------|--|---|-------------|-------------|------|
| 7月21日 | <p>9 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな影響を与えております。</p> <p>加えて、現在一時保管している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年目を迎えた今も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し強く働きかけるよう要望します。</p> <p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設</p> <p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援</p> | <p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。</p> <p>汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。（B）</p> | 県南広域 振興局 | 保健福祉 環境部 | B: 1 |
|-------|--|---|-------------|-------------|------|

| | | | | | |
|-------|--|--|-------------|-----------|-----|
| 7月21日 | <p>10 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について</p> <p>当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。</p> <p>しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至らず、現時点で31世帯がワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれております。</p> <p>また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。</p> <p>さらに、このように条件的に不利な地域は、情報通信インフラの整備が遅れる状況にあります。</p> <p>ついては、次の事項について国及び通信事業者等に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p>(1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び当市で実施可能な受信環境改善策への財政支援制度の創設</p> <p>(2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設</p> <p>(3) 将来にわたり超高速情報通信基盤を維持できる制度の創設（光ブロードバンドのユニバーサルサー</p> | <p>(1) 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。</p> <p>この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。</p> <p>県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。（B）</p> <p>(2) 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。</p> <p>また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。（B）</p> <p>(3) 県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバー等の超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の設備投資を促進するため、国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充や、光ブロードバンドのユニバーサルサービス化について要望しています。（B）</p> <p>今後も引き続き、国に対し支援制度の創設等について要望するとともに、通信事業者に対して働きかけ</p> | 県南広域 振興局 | 経営企画 部 | B：3 |
|-------|--|--|-------------|-----------|-----|

| | | | | | |
|-------|--|--|----------------|--------------|------------|
| | <p>ビス※制度化)</p> <p>※ 現行の電気通信事業法においては、固定電話などを基礎的電気通信役務（いわゆるユニバーサルサービス）とし、その全国あまねく提供のための費用を補填するための交付金制度を設けている。光ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付けることで、その維持管理に必要な費用を、当該交付金制度で対応できるように要望するもの。</p> | <p>を行っていきます。</p> | | | |
| 7月21日 | <p>11 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について</p> <p>骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録については、県と関係市町で平泉文化と個別資産の基礎的な調査研究に集中的に取り組み、多くの成果を上げてまいりました。</p> <p>しかし、平成29年度末における文化庁への推薦については、県と関係市町で合意に至らなかったため、平成30年度以降も引き続き拡張登録に向けた取組を進めてきたところであります。</p> <p>については、拡張登録に向けて専門的・技術的支援が受けられるよう国に対し働きかけ、調査研究等へのより一層充実した支援を行うとともに、「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会に日本史（特に平泉の研究）や浄土思想の研究を専門とする委員を加えることが不可欠と考えており、拡張登録の実現に向けて、県・関係市町が足並みを揃え、一丸となって取り組んでいくよう要望します。</p> | <p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、平成30年2月10日の県と関係3市町の申し合わせにより、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとしています。</p> <p>県では、令和2年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。</p> <p>また、県の平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の委員構成については、委員会における今後の議論の状況や、文化庁の助言を踏まえて検討していきます。</p> <p>県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、財政的支援及び技術的支援を行うとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、関係市町とともに推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。（B）</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>B：1</p> |